

福 第 365 号
平成30年6月6日

各指定居宅介護支援事業所管理者 殿

長井市福祉あんしん課長
(公 印 省 略)

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（通知）

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算については、「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について」（平成30年3月26日付け福第1836号通知）において長井市における取扱いについて通知いたしましたが、平成30年度における介護報酬改定により、特定事業所集中減算の対象サービスについて見直しがされたことから、対象サービスを下記の通りとし、平成30年度前期分（判定期間；平成30年4月～平成30年8月、減算適用期間；平成30年10月～3月）から適用することとしますので、今後の取扱いについて十分御留意くださいますようお願いいたします。なお、報告様式についても変更いたしましたので、別添の様式にて報告くださいますようお願いいたします。

記

1 特定事業所集中減算の対象サービスについて

（変更後）

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

（変更前）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

担当：福祉あんしん課 長寿介護係
TEL：0238-87-0686 武田